

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則を次のとおり制定する。

平成17年3月23日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 細則第3号

国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第37条の2第2項の規定に基づき、入試手当の支給について必要な事項を定める。

(支給範囲)

第2条 入試手当は、別表左欄に掲げる担当業務(以下「業務」という。)に従事した職員に支給する。ただし、職員給与規程第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(手当額)

第3条 入試手当の額は、別表右欄に掲げる評価点に、別に定める1点当たりの単価を乗じて得た額とする。

2 別表に定める異なる業務を複数行った場合においては、それぞれの業務ごとの評価点を合計するものとする。

3 別表に定める業務のうち、警備責任者、警備副責任者、主任監督者(予備監督者を含む。)、監督者(休養室監督者を含む。)、警備担当者、医師、看護師及び事務担当者(以下「警備責任者等」という。)の評価点は、当該業務が週休日又は休日に行われた場合の1日当たりの評価点とする。

4 第1項に定める入試手当の額には、超過勤務手当相当分を含むものとする。

(支給時期)

第4条 入試手当は、当該入試の実施年度の3月31日までにを行った業務について、一括して支給する。ただし、警備責任者等に係るものについては、当該業務を実施した翌月に支給する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成17年3月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 第4条ただし書きの規定は、平成17年3月31日までにを行った業務については、適用しない。

## 別表

担 当 業 務	評 価 点
1 大学入試センター試験に係るもの	
試験場責任者	120
試験場副責任者	75
試験場管理者	50
警備責任者	20
警備副責任者	10
2 個別学力試験に係るもの	
(1) 学力検査小委員会	
委員長	200
副委員長	100
科目主任	110以下とし試験科目ごとに別に定める。
出題・採点委員	95以下とし試験科目ごとに別に定める。
採点委員	35以下とし試験科目ごとに別に定める。
集計委員	10
(2) 入試情報処理小委員会	
委員長	70
副委員長	30
委員	20
(3) 査読小委員会	
委員	20
(4) 学部入学試験実施部会	
部会長	150
前年度部会長	50
次年度部会長	50
警備主任	50
(5) 特別選抜（帰国子女・中国引揚者等子女・社会人特別選抜試験）	
部会長(工学部)	75
部会長(農学部)	25
次年度部会長（農学部）	50
前年度部会長（農学部）	25
出題・採点委員	30
査読委員	10
(6) 特別編入学（第3年次・社会人編入学試験）	

部会長(工学部)	7 5
部会長(農学部)	2 5
次年度部会長(農学部)	5 0
前年度部会長(農学部)	2 5
出題・採点委員	3 0
査読委員	1 0
3 大学院入学試験に係るもの	
委員長	1 5 0
副委員長	7 5
出題・採点委員	4 5
査読委員	1 5
集計委員	7
4 各試験共通に係るもの	
主任監督者(予備監督者を含む。)	1 0
監督者(休養室監督者を含む。)	8
警備担当者	8
医師	8
看護師	8
事務担当者	8